新大牟田駅南駐車場　定期利用（月極）募集要項（常時募集）

1．新大牟田駅南駐車場の定期利用（月極）区画について

利用 開始日	申込から約１ヶ月後	・利用開始日は、契約後に初回の使用料を納付された日以降となります。 ・令和７年４月からの契約の場合のみ、４月分の使用料を４月 25 日までに納付してください。
募集区画	空き区画	・駅から遠い区画もありますので、事前に必ず現地を確認して下さい。
利用区画 決定方法	先着順	・空き区画は市のホームページに記載しています。
契約期間	契約日から令和８年３月 31 日	
使用料	月額 3,000 円（税込）	※その他手数料等はありません。 ※１ヶ月以上利用してください。
支払 方法	市が発行する納付書を持参し、窓口で支払って下さい。 〇提携金融機関 （全店舗：福岡銀行、西日本シティ銀行、大牟田柳川信用金庫） （大牟田支店のみ：肥後銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、熊本銀行、福岡県信用組合、九州労働金庫、南筑後農業協同組合） ※支払方法は上記のみです。口座引落し・電子マネー・クレジット払い等はできませんのでご注意下さい。	
その他	・契約を結ばれる方が申込をお願いします。 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、使用料の減免の対象となります。	

２．申込方法

申込 方法	右の二次元バーコード又はホームページに掲載している申請書等により申込をして下さい。 ※郵送、電子メール、FAX でも申込を受付けますが、時間がかかる場合があります。	電子申請用 二次元バーコード

３．申込から利用開始までの流れ

①市で申込内容を確認し、使用許可に関する審査を行います。
②審査後、市から契約書等の手続書類を郵送します。

【令和７年４月から契約される方】

③契約書等に必要事項を記入し、市に返送してください。

④市で契約書等を確認後、定期券・納付書・使用許可書を送付しますので、利用を開始してください。

⑤4 月分の使用料を 4 月 25 日までに納入してください。

⑥5 月分以降の使用料については、前月にお支払いをお願いします。

※詳細については、別途、書面でご案内します。

※使用料が納入されない場合は、利用許可が取消しとなる場合があります。
4 月分のみシステムの都合上、4 月 25 日までの納入期限としています。

【令和７年５月以降に契約される方】

③契約書等に必要事項を記入し、市に返送してください。

④納付書により使用料の納付をお願いします。

⑤使用料の納付が確認された後、定期券・使用許可書を送付しますので利用を開始してください。

⑥初回以降の使用料についても、前月にお支払いをお願いします。

3. 身体障害があり車イス等を利用されている方へ

・当駐車場の定期利用（月極）区画には身体障害者用の区画はありませんが、身体障害者手帳をお持ちで車いす等を利用されている方は、空き状況により、２区画を１区画として使用できます。